移動型観光バスツアー試験運行（モニターツアー）業務委託 仕様書

１．業務名

移動型観光バスツアー試験運行（モニターツアー）の実施

２．実施期間

令和元年 11 月 1 日～30 日の期間で受託事業者が設定日を決めて実施

３．実施条件

① モニターツアーの参加者を集客できること。

② 外国人対応ができる添乗員または通訳ガイドをバス 1 台につき 1 名手配できること。

③ 移動型観光バスツアー試験運行の実施において全ての手配が可能であること。

④ モニターツアーのアンケート作成とアンケート実施・回収、及び集計表の作成。

⑤ 試験運行（モニターツアー）実施後にモニターツアーのアンケート等に基づき、移動型定期観光バスの事業展開について事業者の見解書（意見書）を提出。(A4 用紙 1 枚程度)

4. モニターツアー対象者

① 訪日外国人（観光客など）　または

② 外国籍で日本国内の観光関連事業（宿泊・交通関連やインバウンド事業など）に従事している方

※①と②で参加者を満たせない場合は、観光関連事業に従事する方に限り、一部日本国籍の方を例外的に認める場合あり。但し、事前に当ビューローへ連絡の上、担当者の承認を得ること。

５．試験運行コース（3 コース）

◎関西空港空⇔難波

A コース：関西空港発（午前）→≪下記条件の泉州地域を観光・昼食≫→難波着（夕刻）

B コース：難波発（午前）→≪下記条件の泉州地域を観光・昼食≫→関西空港着（夕刻）

＜条件＞　A コースと B コースを合わせて、下記①～⑧の市町全てを立ち寄ることができるよう、各市町の観光・体験・食事などの立ち寄り箇所を必ず 1 箇所以上、組み入れること。

①熊取町、②貝塚市、③岸和田市、④忠岡町、⑤泉大津市、⑥和泉市、⑦高石市、⑧堺市

◎関西空港⇒和歌山

C コース：関西空港発（午前）→≪下記条件の泉州地域を観光・昼食≫→和歌山着（夕刻）

＜条件＞　下記⑨～⑬の市町全てを立ち寄ることができるよう、各市町の観光・体験・食事などの立ち寄り箇所を必ず 1 箇所以上、組み入れること。

⑨田尻町、⑩泉佐野市、⑪泉南市、⑫阪南市、⑬岬町

※A～C の 3 コース共通の条件

①昼食付　②大型観光バス利用（各 1 台）　③バス 1 台につきモニターツアー参加者 20 人

④外国人に対応できる添乗員または通訳ガイドがバス 1 台につき 1 名同行

⑤アンケートの実施及び回収

※各コースの具体的な立ち寄り箇所（食事場所や観光地・体験等）については特に指定せず、条件に沿って事業者がコース設定の上、見積書を作成のこと。

６．実施行程とバス台数・設定人員（合計３コース／バス３台／60 人）

A 関西空港発→難波着／B 難波発→関西空港着／C 関西空港発→和歌山着

バス台数：A～C 各コース共、大型観光バス（特大車）1 台　合計 3 台

モニターツアー募集人員：A～C 各コース共、20 人　合計 60 人　※1 人 2 席利用（ダブルシート）

７．見積書の計算人員と金額表示について

①見積金額を算出するにあたり、計算人員は「６．実施行程とバス台数・設定人員」に基づき、バス 1 台につき 20 名で計算し、合計バス 3 台、60 人分の総額を明記すること。

②金額表示については実施要領に記載の通り、見積り単価は原則外税（税別）方式で記入すること。ただし、税抜金額が算出しがたい場合は、「税込」と表示の上、税込単価・金額のみを記載することも可とする。なお、消費税額等に円未満の端数がある場合は切捨てとする。

③合計金額については消費税額等を含んだ総額で表示すること。

８．その他

① 本業務を所定の期間内に履行するため、受託者は、専属の担当者を置くこととする。担当者は、当ビューローと密に協議を行いながら、本業務を進めていくこととする。

② 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、事業者が負うものとする。

③ 本仕様書に記載されていない事項及び内容に疑義が生じた場合の対応は、委託者と受託者の協議により決定するものとする。